

# 伊丹ラグビースクール規約

第1条 総則（名称） この団体（以下、本会という）は、伊丹ラグビースクールという。

## 第2条 目的

本会は次のことを目的とする。

- (1) ラグビーフットボールの振興・普及によるスポーツの興隆
- (2) ラグビークラブチームの育成・指導を通じての地域スポーツ文化の向上

## 第3条 活動の種類

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) スポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

## 第4条 スクール生の入会

- (1) スクール生は幼稚園・小学校児童・中学生を対象とする。
- (2) 本会への入会は入校申し込み書を提出し、役員承認を得ること。

## 第5条 会員（コーチ） 正会員の入会

- (1) このスクールの目的に賛同し、ラグビーフットボールの指導を通じて、青少年の健全育成を行う為に入会したボランティアとする。
- (2) 正会員として本会に入会しようとする者は、校長に申し込むものとする。
- (3) この加入申し込みに対しては、コーチ会議において諾否を決定する。  
中学部全コーチは伊丹市クラブ地域展開の規則に従い、誓約書（伊丹市教育長宛て）の提出を行うこととする。  
なお、加入申込者の希望が保護者コーチに分類される場合には保護者コーチ細則の手順及び基準によるものとする。
- (4) 校長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。
- (5) コーチはラグビー協会に所属するために、年会費を支払うものとする。

## 第6条 退会及び資格の取り消し

### (1) 退会

- ① スクール生正会員ともに退会2カ月前に退会届を事務局に提出し、退会することができる。
- ② スクール生及び正会員ともに本人が死亡した場合、自動退会とする。

(2) 資格の取り消し

- ① 理由なく、会費を1年間以上納入しない場合には資格を取り消す。  
なお、資格取り消しした後も加入していた間の会費は完納する義務を負うものとする。
- ② スクール生、コーチの資格は、スクール生、コーチとして相応しくない行為等があった場合、コーチ会議の議を経て取消することができる。

第7条 会費

【スクール生】 年会費 12,000 円 (4 月に一括払いとする。)

但し、在スクール生に兄弟がいる場合は 9,000 円とする。途中入校者については、月額 1,000 円を入校月から年度終了月迄の一括納入する。協会登録料 1,500 円 (日本協会、関西協会 兵庫県協会 の2協会分 各々500 円) ※重複登録者が他チームで納付している場合は返還する。 スポーツ保険料 実費

【正会員 (コーチ)】 年会費 2,500 円 (協会登録料 2,000 円 慶弔費相当 500 円)

- (1) 年会費はコーチの協会登録料、慶弔費用にあてる。登録料は日本協会 1,000 円、関西協会 兵庫県協会 各々500 円 既に協会登録済みのコーチは差額分のみとする。
- (2) 既納の年会費は返還しない。
- (3) 年度途中の入校の場合は、同額を年会費として納入しなければならない。

【経費の負担】 スクール活動に参加するために要する経費は、スクール生、コーチの自己負担を原則とする。

第8条 保険

- (1) 中学部コーチはスポーツ保険料の実費を支払い、保険加入を義務付ける。  
その他、小学部コーチもスポーツ保険料の実費を支払い、加入することを推奨する。
- (2) スクール生は特別な事由を除き、本会のスポーツ保険に加入することとする。  
※特別な事由のひとつとして、ガールズチームに所属 (主登録または副登録) し、そのスクール生が別の保険に加入しており、その保険が本会指定の保険と同等の保険であり、かつ、本会での練習中に怪我等の事故があった場合でも保険適用できるという確証がとれている場合を指す。
- (3) 活動中に負傷等の災害が生じた場合、メディカル委員の応急手当を行うが、事後の加療・療養の責任は負わない。

第9条 決議機関

スクール予算、運営及びその他コーチからの提案事項はコーチ会議をもって決議とすることとする。

## 第10条 スクール予算

- (1) 本スクールの経費は、会費、補助金、寄付金、その他をもってあてる。
- (2) 本スクールの予算は会計担当者が立案し、コーチ会議で報告する。
- (3) 会計年度は、毎年4月より翌年3月までとする。
- (4) 会計担当者は会計監査をうけ、コーチ会議で各コーチの賛同を経て、保護者にスクール総会で報告する。

## 第11条 本会の統轄

本会のスクール事業を統轄するために役員等 本会には次の役員を置く。

- (1) 校長1名
- (2) 副校長1名以上で、校長が必要とする人数を指名し、複数名の場合にはその役割を明確に指示するものとする。
- (3) 校長の選出
  - ① 校長の任期は4月1日～翌年3月31日までの1年間とする。
  - ② 『運営委員会-総務』主導で任期満了の1か月前の2月中に選挙管理委員会を編成し、校長選挙を告示する。
  - ③ 立候補資格は正会員とし、立候補受付期日までに立候補届を選挙管理委員会に提出する。
  - ④ 立候補者が複数名出た場合には選挙管理委員会が投票日を告示し、正会員の投票により、校長の選出を行う。
- (4) スクール統轄者（校長及び副校長）の役割  
校長は、規約、法令並びにコーチ会議の決議を遵守し、スクール事業の統轄を遂行しなければならない。副校長は、校長を補佐し校長に事故があった場合は、スクールを代表する。副校長は、校長がこれを任命する。
- (3) 本会に役員のほか以下に以下の基準で会長・顧問及び相談役をおくことができる。  
会長・顧問及び相談役は それぞれの分野で経験、見識共に高く評価された者の内から、コーチ会議の議決を経て校長が委嘱する。

## 第12条 組織

本会には、ラグビースクール運営の活動方針及び活動要領を検討するために次の委員会を設置する。各委員は校長がこれを任命し、コーチ会議で議決する。

- (1) スクール運営役員会
  - ① 副校長の他、以下、運営委員会の委員で校長が任命した者、レフリー委員会、
  - ② 指導部統轄及びその他委員会の代表をスクール運営役員とする。
  - ③ 運営委員会及びその他、校長がスクールの運営を目的に設置した委員会を事務局とする。なお、中学部は単独活動が多いことから、中学部保護者役員は中学部備品購入及び中学部会計、本部エリア待機（特に木曜日の練習）において、スクール運営役員と同等の扱いとする。

(2) 運営委員会

以下の担当で構成する。

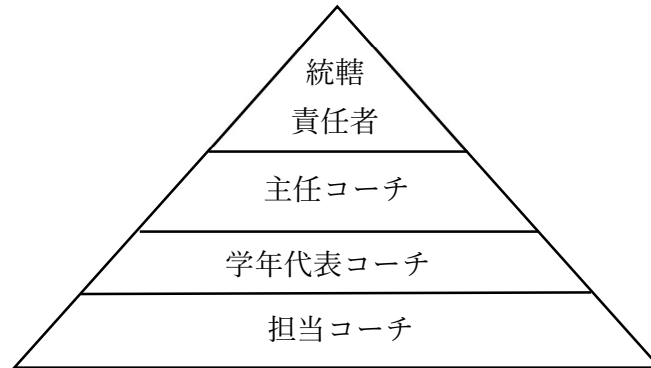
- ① 運営委員会委員長
- ② 総務担当、スポーツ保険担当、会計担当

※②項は正会員からではなく、スクール生保護者から選出することを原則とする。

(3) レフリー委員会

(4) 指導部

各学年のコーチで編成し、指導部の階層を以下に示す。



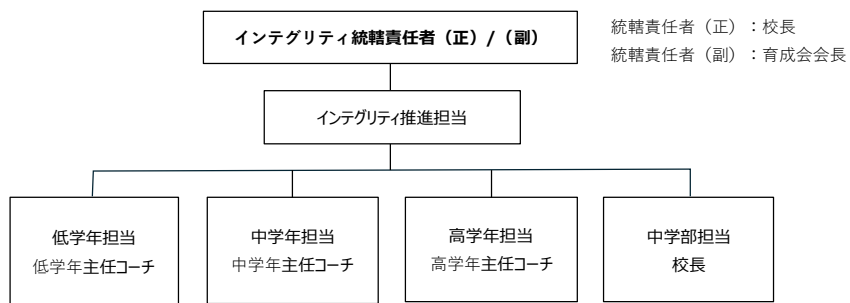
指導部 階層

- ① 統轄責任者：指導部を統括する。
- ② 主任コーチ
  - a. 幼児、低学年担当主任コーチ：タグラグビーの指導を統括する。
  - b. 中学年担当主任コーチ：ミニラグビー7人制の指導を統括する。
  - c. 高学年担当主任コーチ：ミニラグビー9人制の指導を統括する。
  - d. 中学部ヘッドコーチ：ジュニアラグビーの指導を統括する。。
- ③ 学年代表コーチ：各学年の窓口・代表のコーチ
- ④ 担当コーチ：担当を割り当てられたコーチ。

(5) インテグリティ委員会

「暴力行為」「ハラスメント」を排除し、「品位」「高潔さ」「健全性」を実現するため、育成会と協力し、以下のインテグリティ委員会を設置する。

インテグリティに関連する規約はインテグリティ細則による。



インテグリティ委員会組織図

(6) その他

- ① 校長は必要に応じて、各種委員会を設置することができる。
- ② 広報・IT/WEB担当は必要に応じて配置する。

(7) 各種委員会の運営

- ① 各委員会は、その責務を遂行する為に必要な会議を開催する。  
開催回数、日時については、それぞれの委員において決定する。委員会によって審議された内容、決定された事項は、コーチ会議を通じて、速やかに当該運営スタッフに報告されなければならない。
- ② 各委員会では、その委員会を円滑に運営するための規約を作成することができる。  
委員会規約は構成する会員によって作成され、コーチ会議の承認により決定される。  
決定された各委員会規約は、本スクールの細則として扱う。

第13条 コーチ会議

- (1) コーチ会議は原則として、年間4回程度、校長が召集する。  
但し、必要に応じて臨時に開くことができる。
- (2) コーチ会議の議長は原則として校長または、副校長とし、議長が議事進行を行う。  
議案・議題の提案は運営委員長がコーチ会議事務局として、提案説明を行うものとする。

第14条 禁止事項に対する処置、対応

練習、交流戦、公式戦またはスクールの行事として実施している行事において以下の行為一切を禁じる。

また、不適切な言動を行ったスクール関係者（正会員及び保護者）に対して、学年代表コーチ、主任コーチ、副校長、若しくは校長は注意を行う義務及び改善なき場合には会場から退場を命じる義務を負うものとする。

- (1) 選手に対する人格を否定するような暴言や暴力行為
- (2) レフリー及びレフリングに対する侮辱行為

第15条 反社会的勢力との密接関連性の排除

- (1) 本会は暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (2) スクール生の保護者、正会員が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、無条件に除名することができる。

## 第 16 条 弔慰規定

- (1) 会員（コーチ）が死亡した場合。
- (2) スクール生が死亡した場合。
- (3) 会員、及び会員の父母並びに会員の配偶者が死亡した場合。
- (4) 会員が 5 日以上入院した場合。

上記(4)の場合、見舞金として、金 10,000 円を贈る。上記(1),(2),(3)(死亡)の場合、供花 1 対を 20,000 円程度で供える。この場合、前例があればそれに従い、金額は時価とし事後承認する。

なお、会計には、年会費及びコーチの慶弔費を充てるため個人でのお見舞い、香料は不要とする。ただし、個人の意思でのお見舞い、香料については妨げない。

### 適用

- (1) この規約は 2007 年 4 月 1 日に施行する。
- (2) 2008 年 3 月 29 日一部改訂し、2008 年 4 月 1 日より適用する。
- (3) 2009 年 3 月 29 日一部改訂し、2010 年 4 月 1 日より適用する。
- (4) 2011 年 4 月 22 日一部改訂し、2011 年 4 月 1 日より適用する。
- (5) 2013 年 4 月 1 日一部改訂し、2013 年 4 月 1 日より適用する。(6) 2014 年 4 月 1 日一部改訂し、2014 年 4 月 1 日より適用する。
  - ・細則 第 1 条 会計：日本協会登録料 500 円追加、保険料削除
  - ・細則 第 4 条 保険：コーチの保険加入を削除
  - ・細則 第 5 条 弔慰規定：香料・見舞金を 5,000 円から 10,000 円とする
  - 会員の保護者を追加する
- (7) 2016 年 4 月 1 日一部改訂し、2014 年 4 月 1 日より適用する。・第 10 条 委員会 全面見直し
- (8) 2016 年 8 月 21 日一部改訂し、2016 年 4 月 1 日より適用する。・第 5 条 弔慰規
- (9) 2019 年 4 月 13 日一部改訂し、2019 年 4 月 1 日より適用する。・校長任期の変
- (10) 2024 年 3 月 20 日 第 14 条追加、2024 年 4 月 1 日より適用する
- (11) 2025 年 4 月 1 日 重複事項の削除、整理、組織、改定により、本則、細則全面見直し
- (12) 2026 年 4 月 1 日 入会の明確化、退会規定追記、コーチの保険加入追加。中学部コーチの誓約書提出義務化、暴排条項追加。